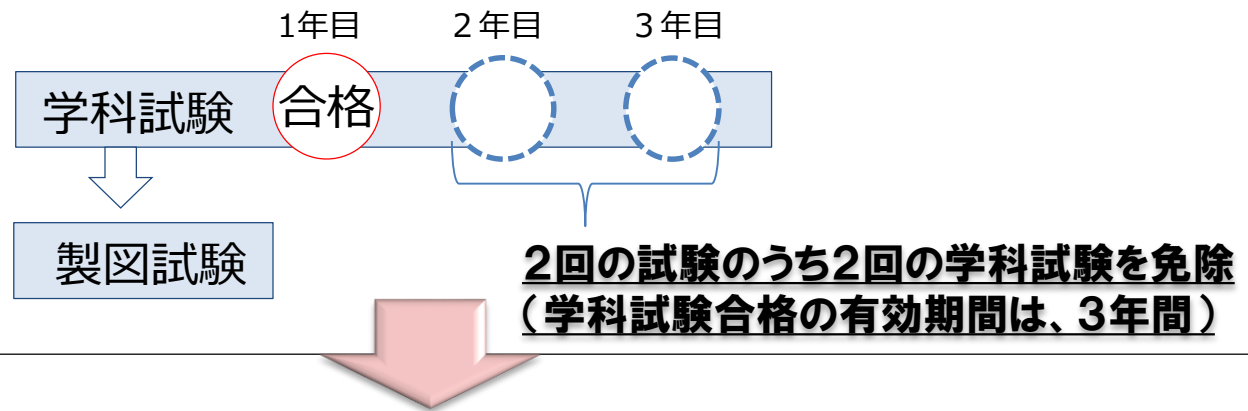


建築士法施行規則(昭和二十五年建設省令第三十八号)

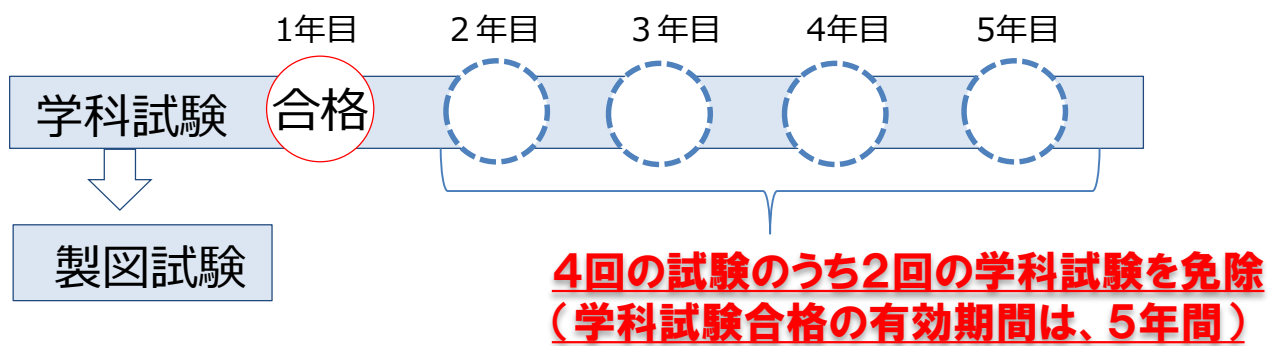
第十二条 学科の試験に合格した者については、その申請により、学科の試験に合格した一級建築士試験に引き続いて行われる次の二回の一級建築士試験に限り、学科の試験を免除する。

改正前：学科試験合格試験の後の2回の学科試験



建築士法施行規則第十二条を改正し、建築士試験における学科試験免除のあり方を柔軟化

改正後：学科試験合格試験の後の4回の試験のうち2回の学科試験



【省令・告示改正】建築士資格に係る実務経験の対象実務の見直し

① 実務経験の対象実務の見直し

既存建築物の活用推進など建築士に求められる役割・業務環境の変化や自治体等の審査・検査等の重要性の拡大に対応するため、実務経験の対象実務の見直しを行う。

① 見直し内容

- ✓ 対象実務の考え方に「建築物の調査又は評価に関する実務」を追加するとともに、近年の実務内容の変化や建築士の関与実態の観点から対象実務を拡大

<対象実務の考え方>

設計図書・施工図等の図書と密接に関わりをもちつつ、建築物全体を取りまとめる、建築関係法規の整合を確認する又は建築物を調査・評価するような業務

<対象実務の拡大>

[施行規則改正]

- ・ **対象とする実務に「建築物の調査又は評価に関する実務」を追加**（例：既存建築物の調査・検査、調査結果を踏まえた劣化状況等の評価など）

[告示改正] 従前対象となる実務に加え、以下の実務を追加

- ・ **法令に基づく法人による建築工事の指導監督に関する実務**（例：瑕疵担保責任保険の検査、性能評価、省エネ適合判定、JHFの適合証明など）
- ・ **専門性が高く独自に施工図を作成し、建築物全体又は多くの機能と密接な関係を持つ工事の施工管理に関する実務**（例：鉄骨工事、鉄筋工事、解体工事（4号建築物以外のもの）など）
- ・ **建築行政（従前対象となる建築確認等以外）**（例：建築基準法等に係る個々の建築物の審査・検査・指導・解釈・運用や法律に基づき行う認定・審査・判定など）
- ・ **住宅行政（建築物に直接関係する実務）**（例：建築物の性能向上等を図る補助金の審査業務、特定空家等の調査など）
- ・ **都市計画行政（建築物の整備に係る実務）**（例：市街地再開発事業、土地区画整理事業など）
- ・ **建築に係る教育・研究・開発**（例：建築士試験に係る全科目を担当可能（所属長が該当性を証明）でありかつ設計製図を担当する建築教育の教員など）

② 実務経験に係る確認・審査の厳格化・厳密化

対象実務の拡大と併せて、実務経験は免許登録要件となり、時間をかけて確認・審査が行えるようになることから、確認・審査の厳格化・厳密化を図る見直しを行う。

② 見直し内容

- ✓ 第三者証明を実務を行った「法人による証明」に限定
- ✓ 証明者に対する処分・告発を明確化
- ✓ 申告を求める実務内容を詳細化

⇒ 上記内容に加え、対象となる実務経験の詳細リストを試験機関及び登録機関のHPにおいて公表し、順次更新する予定。
今回の見直しにより追加する実務は、施行日（令和2年3月1日）以後に行われた実務から実務経験年数に計上。

令和元年11月1日 公布
 令和2年3月1日 施行

【省令改正】建築士事務所の図書保存に係る改正の概要

【背景】

- 建築士事務所の開設者は、一定の図書を15年間保存しなければならないが、木造建築物の構造安全性を確かめるための重要な計算である壁量計算に係る図書等の保存は義務づけられていない。
- また、仕様規定の適用除外のただし書きで必要な構造計算の計算書、小規模な建築物における基礎伏図等の図面や構造計算書等の保存が義務づけられていない。

【改正内容】

- 全ての建築物について、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等(※)、工事監理報告書の保存を義務づけることとした。**

(※)構造計算書等とは、

- ①保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書
- ②仕様規定の適用除外のただし書きで必要な構造計算、燃えしろ設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書
- ③壁量計算、四分割法の計算、N値計算に係る図書

設計が建築基準法第6条第1項第2号又は第3号に係る図書である場合	左記以外の場合 建築士でなければならない設計又は工事監理に係る図書である場合	左記以外の場合(100㎡以下の2階建て木造の建築物等の設計又は工事監理に係る図書である場合)
保存図書の追加 ・構造計算書等の一部(上記②及び③)	保存図書の追加 ・基礎伏図 ・各階床伏図 ・小屋伏図 ・構造詳細図 ・構造計算書等(上記①、②及び③)	新規義務付け ・上記波線部の全ての図書



建築物に係る構造安全性について疑義が生じた場合であっても、構造安全性が確保されていることを建築士が対外的に立証できるようにするとともに、設計等業務の委託者の保護を図る。